

快適な環境づくり

みやぎ 公衛検カプセル

No. 57

平成 17 年 9 月



(奥新川)

宮城県のアスベスト対策について

宮城県環境生活部環境対策課

1. はじめに

平成17年6月29日に大阪市の大手機械メーカーのクボタが、突然、自社工場の従業員等78人がアスベストが原因で胸膜や腹膜に発生するガン「中皮腫」などで死亡していることを公表しました。

内容的には、従業員（退職者を含む）や出入り業者、工場周辺の住民などが、被害を受けたというもので、その後、中皮腫での報道が連日のように続き、今日に至っております。これらの新聞報道の内容を見ると労災問題が中心であります。環境関係の人たちのなかには昭和62年の「学校パニック」を思い出した方も多かったように思います。アスベスト問題はあの時で終わっていたはずでありましたが、その辺のところも含めて説明をしたいと思えます。

2. アスベストとは？

アスベスト（石綿）とは、絹糸状の光沢があり、高い抗張力と柔軟性を持ち、繊維状の集合をなす天然に産する鉱物で、蛇紋岩グループに属するクリソタイル（白石綿）、角閃石グループに属するクロシドライト（青石綿）やアモサイト（茶石綿）など6種類の繊維状鉱物を指しています。アスベストの分類及びそれらの一般的な化学式を図1に示しますが、実用的に使用されていたのは、クリソタイル、クロシドライト、アモサイトの3種類です。また、表1にアスベストの物理化学的特性を示します。アスベストは、無機含水珪酸塩であり、①繊維状で紡織性を有すること（クリソタイルの単繊維は、太さ約0.02～0.03 μm で極めて細く、また1～2 μm の繊維束に解きほぐせます。）、②耐熱性に優れていること（クリソタイルでは、およそ500 $^{\circ}\text{C}$ までは安定です。）、③曲げや引っ張りに強いこと（ピアノ線より強い引っ張り力です。）、④耐薬品性に優れているこ

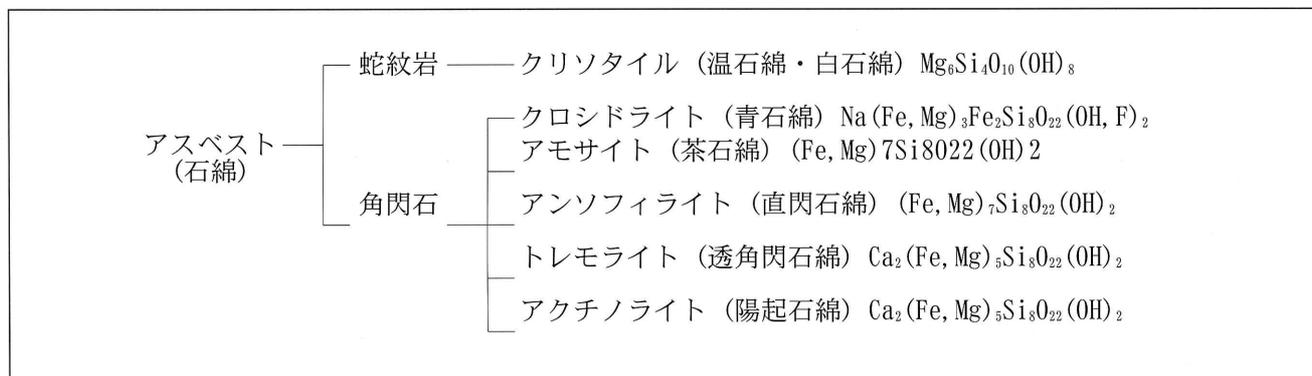


図1 アスベストの分類（大気汚染物質レビューより）

と、⑤熱・電気絶縁性を有していることなどの特徴があります。

このほか、アスベストは、微小な繊維又は繊維束の状態ですぐに大気中に浮遊し、通常環境条件下では、半永久的に分解・変質せず、また地表に沈降した場合、容易に再び浮遊するため、極めて長い間一般環境中に留まることが知られています。

3. アスベストの使用状況

我が国では、アスベストは戦時中、軍需品の生産のための工業原料として、欠かすことができないものでしたが、ほとんどは富良野市の山部鉱山をはじめとする国内の鉱山から産出されました。戦後は、

1950年頃から消費が始まりましたが、その消費量のほとんどを輸入に頼っていましたが（図2）。輸入量は1960年代に急激に増加し、1974年の35万トンを超え、1970年代から1980年代は25万トンから35万トンの高水準で推移してきましたが、1990年代に入り年々減少し、2004年には8千トンであり、前年の67%減、ピーク時の97%減と大幅に減少しています。日本の主な輸入元は、カナダ、ジンバブエ及びブラジル等です。

アスベストの用途としては、その9割以上が建設資材に使用されており、特に昭和40年代に耐火、断熱、吸音等の目的のため、鉄骨造建築物の軽量耐火被覆材として直接吹き付け施工により大量に使用されたことがあります。また、建材製品として押出

表1 アスベストの物理化学的特性

	クリソタイル	アソフライト	アモサイト	トモライト	アキチライト	クロソライト
硬度	2.5-4.0	5.5-6.0	5.5-6.0	5.5	約6	4
比重	2.4-2.6	2.85-3.1	3.1-3.25	2.9-3.2	3.0-3.2	3.2-3.3
比熱	0.266	0.210	0.193	0.212	0.217	0.201
抗張力 (kg/cm ²)	30,000	2,800	25,000	70-560	70	35,000
最大重量減温度	982℃	982℃	871-982℃	982℃	—	982℃
ろ過性能	遅い	中間速	速い	中間速	中間速	速い
電荷	陽	陰	陰	陰	陰	陰
融点	1521℃	1468℃	1399℃	1316℃	1393℃	1193℃
紡糸性	良好	不良	良	不良	不良	良
柔軟性	大	不良	良	不良	不良	良
耐熱性	良好	優秀	良好	良好	—	良好
耐酸性	弱い	中	中	きわめて強い	強い	強い
耐アルカリ性	きわめて強い	強い	強い	きわめて強い	強い	強い
分解濃度(℃) *1	450~700	620~960	600~800	600~850	950~1040	400~600

*1：脱水反応を起こし結晶構造が崩壊して強度を失う温度をいう。

(出典：大気中発がん物質のレビュー —石綿—S. 55. 3)

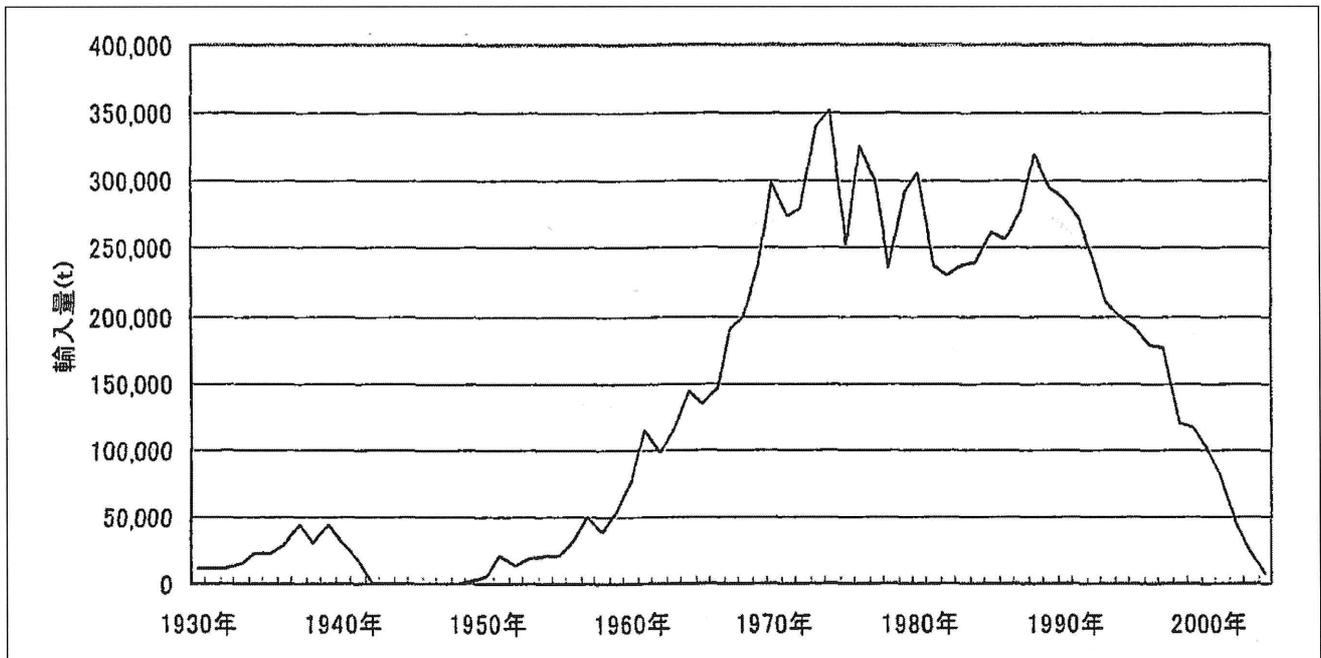


図2 アスベストの日本の輸入量

表2 アスベスト(石綿)の用途

製品の種類		主な用途
建 材	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
	住宅屋根用化粧スレート	住宅用屋根
	繊維強化セメント板(平板)	建築物の外装及び内装
	繊維強化セメント板(波板)	建築物の屋根及び外壁
	窯業系サイディング	建築物の外装
	石綿セメント円筒	煙突
非 建 材	断熱材用接着剤	高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋める接着剤
	耐熱、電気絶縁板	配電盤等
	ジョイントシート	配管又は機器のガスケット
	シール材	機器等の接続部分からの流体の漏洩防止用の詰物
	その他の石綿製品	工業製品材料(石綿布等)、ブレーキ(摩擦材)

成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、石綿セメント円筒に加工され、建築物の壁材、屋根材、外装材、内装材等にも大量に使用されていました。これら

は、強度を備えた微細な繊維構造を持つことと重さに比べて非常に大きな表面積を持つというアスベストの特性を生かして、建設資材の繊維素材として使用されていたものです。

その他の用途としては、ジョイントシートやシール材に加工され、化学プラント等の配管や機器のガスケット、漏洩防止のグランドパッキン等に広範に使用されているほか、耐熱・電気絶縁板やエスカレーターのブレーキ等の産業用摩擦材等に使用されています。

また、自動車のブレーキライニングやクラッチフェーシング等の摩擦材及び潤滑剤の繊維素材、並びに接着剤、ペイント等の補填材にも使われています。

なお、アスベストの利用形態は、これらを含め、3000種以上あるといわれています。

4. アスベストの有害性と使用規制

アスベストは、じん肺の一種である石綿肺の原因となり、また悪性中皮腫及び肺がんを引き起こすことが知られている有害物質です。このため、アスベストを取り扱う労働者の保護の観点から各種の規制が行われてきました。我が国では労働安全衛生法（昭和47年6月8日）及び特定化学物質等障害予防規則（昭和47年9月30日）によってアスベストを取り扱う事業者等に対し規制が加えられてきました。また、昭和51年の労働省通達では、作業環境における石綿粉じん濃度を2本/cc以下に抑制することとされています。さらに、平成17年2月24日に石綿障害予防規則が、特定化学物質等障害予防規則から分離独立する形で策定され、平成17年7月1日から施行されました。これにより、解体工事等に伴うアスベストの飛散防止について、さらなる対策が講じられることとなりました。

使用規制については、昭和50年に吹き付けアスベストが原則禁止となり、平成7年には毒性の強いクロシドライト（青石綿）とアモサイト（茶石綿）

の使用・製造・輸入が禁止されました。また、クリソタイル（白石綿）についても、平成16年10月1日から、代替できないものを除き、使用・製造・輸入が禁止されました。さらに、国（厚生労働省）では、現在代替できない製品についても、2008年までには使用・製造・輸入を禁止することとしており、アスベストの使用等の全面禁止の方向が示されています。

5. 宮城県におけるアスベストに係る経緯とその対策

昭和62年は、宮城県を含めた全国各地で、学校などの吹き付けアスベストが問題となりました。

本県では、同年5月に文部省からの事務連絡に基づき、県内の公立学校の吹き付けアスベスト調査をスタートさせました。

同年8月には、教育庁、県警本部を含む10部局庁21課が出席してアスベスト問題対策打合会を立ち上げ、県有建築物について吹き付けアスベストの使用実態調査の実施を決め、同年9月10日には調査を開始しております。

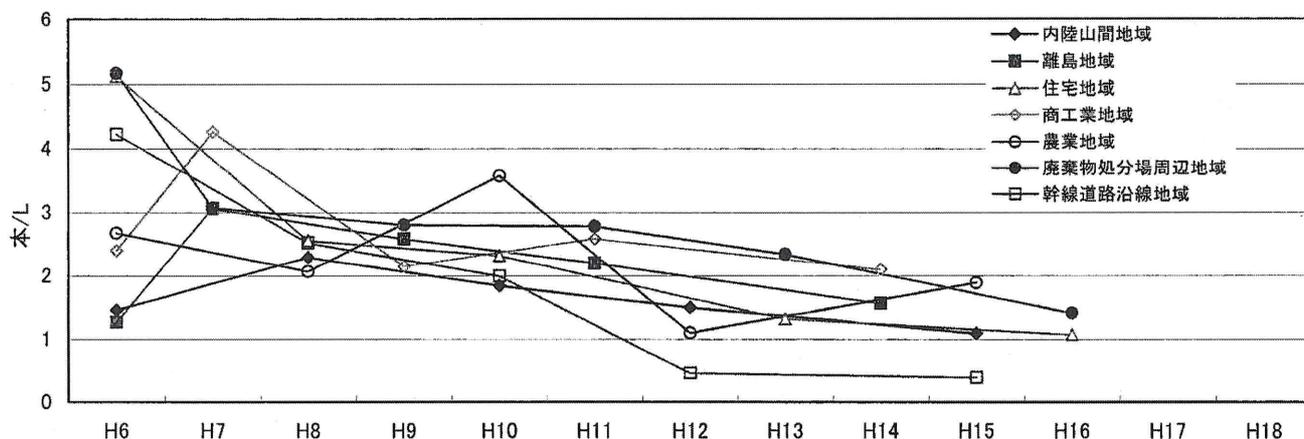
同年11月には、2回目のアスベスト問題対策打合会を開催し、県所有建築物に係る吹き付けアスベスト使用実態調査の調査結果について報告するとともに、今後のアスベスト対策の進め方について協議を行いました。その結果を「アスベスト対策基本方針（案）」に取りまとめ、公害対策連絡調整会議に諮り、同年2月15日に「アスベスト対策基本方針」として公表しております。

この基本方針の内容は、①県有施設における吹き付けアスベストの使用実態と今後の対策、②市町村等に対する指導、③新たな課題への対応の3つです。

表3 環境大気中のアスベスト濃度の経年変化（県保健環境センター）

単位：本/L-air

地域区分	測定地点	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
内陸山間地域	大崎広域水道事務所	1.46		2.29		1.84		1.50			1.09	
離島地域	網地島	1.27	3.06		2.58		2.20			1.57		
住宅地域	石巻市向陽	5.12		2.55		2.32			1.32			1.07
商工業地域	塩釜保健所岩沼支所	2.39	4.26		2.14		2.57			2.09		
農業地域	亘理町蕨公会堂	2.67		2.07		3.57		1.10			1.89	
廃棄物処分場周辺地域	小鶴沢処分場	5.16	3.07		2.80		2.78		2.34			1.41
幹線道路沿線地域	名取市消防署	4.22		2.51		1.99		0.45			0.38	



①では、今後の対策として、吹き付けアスベストからのアスベスト繊維の遊離を防止する措置としては、

- 1 特殊な塗料を塗ること等による「封じ込め」
- 2 シートや板等でおおう「囲い込み」
- 3 「撤去(除去)」

の3つの方法があり、状況に応じた適切な方法を講じることとしていました。

また、吹き付けアスベストの除去等の工事を施工する際は、適切な工事を行い、工事に携わる労働者がアスベスト繊維を吸入することがないように安全性に十分配慮するとともに、アスベスト粉じんによる大気汚染を防止するため、クローズドシステムの徹

底に努めることとしていました。

さらに、アスベスト廃棄物の処理についても、適正に処理することとしておりました。

②では、先ず市町村有施設について、これらの施設からのアスベスト飛散を未然に防止する観点から各種情報を提供するとともに、適切な対策を講じるよう指導に努めることとしておりました。

次に民間施設については、県は関係機関、団体等と連携しながら極力実態把握を行い、アスベスト問題の重要性を啓蒙するとともに、適切な措置を講ずるよう指導に努めることとしておりました。

最後に③では、アスベストは、耐薬品性、断熱性、

防音性、電気絶縁性等の優れた特性を有していることから、様々な製品に加工され、産業及び民生の多くの分野で幅広く利用されており、これらの製品の製造、使用、廃棄の過程で、適正な管理が行われな
ない場合には、アスベスト繊維による環境汚染が生じる可能性があります。このため本県においては、今後とも環境大気中におけるアスベスト濃度の監視を継続実施するとともに、国に対して、アスベスト飛散防止のための技術開発と指針の策定、排出規制あるいは環境監視に必要な法制の整備を行うよう要望していきとしておりました。

この基本方針に謳われた環境大気中のアスベスト濃度の監視につきましては、昭和63年に県内7地点を定点として定め、1年に2～3地点ずつ交替で測定を継続してきました。その結果の一部（平成6年～平成16年）を表3に示します。

この結果を見ますと、平成6年度以降、県内のアスベスト濃度は低下する傾向を示しております。

また、国に対して、アスベスト飛散防止のための技術開発と指針の策定、排出規制あるいは環境監視に必要な法制の整備を行うよう要望していきとしておりましたが、国においては、平成元年12月27日付けで大気汚染防止法を一部改正し、アスベスト（石綿）を「一般粉じん」から分離して「特定粉じん」とし、アスベスト（石綿）製品の製造工場の敷地境界における規制基準（10本/L）を設定しました。また、平成9年にも大気汚染防止法が一部改正され、吹き付けアスベスト等使用建築物の解体工事等（特定粉じん排出等作業）の実施の際の届出や作業基準の設定がなされました。

現在、本県内では、特定粉じん発生施設を設置している特定工場はありませんが、特定粉じん排出等作業の実施の届出は、平成16年度、32件（うち仙

台市所管分28件）提出されております。

平成17年6月末に社会問題化した今回のアスベスト問題につきましては、平成17年7月上旬、保健所で健康を中心とした県民からの相談の受付を開始しました。

その後、県庁内に関係課23課から構成されるアスベスト対策庁内連絡会議を平成17年7月20日に設置しました。その第1回の会議を平成17年7月25日に開催して、県有建築物のアスベスト使用実態調査の実施を決定し、8月5日から調査を開始しております。

昭和62年の調査は、吹き付けアスベスト製品である3つの製品が県有施設に吹付けられているか否かについて調査を実施しましたが、その後、アスベストは、当該製品以外にも含まれていることが分かり、このたびは県有施設の全施設を対象として再度アスベスト使用の実態調査を行うこととなりました。

今後は、アスベストが使用されている施設を速やかに特定し、計画的に適切な対策を講じることとしております。

また、アスベストに関する県民の不安を速やかに解消するため、各種情報を県のホームページに掲載するとともに、県環境対策課を総合窓口とするアスベスト（石綿）相談ダイヤルを設け、県民からの問い合わせに対応しているところであります。

さらに、今後アスベスト使用建築物の解体が増えていくことが予想されます。アスベストによる大気汚染を未然に防止するため、大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業の実施届出の対象事業者に対し、大気汚染防止に係る指導をより適切に行うとともに、環境大気中のアスベスト濃度の監視も引き続き実施していきとしております。

一般廃棄物および下水汚泥溶融スラグのJIS化の動向

宮城大学食産業学部 北 辻 政 文

1. はじめに

本年1月に自動車リサイクル法が施行され、リサイクル関連の法整備は完了しました。企業においても企業の社会的責任（CSR：Cooperate Social Responsibility）が問われはじめ、ISO14001の取得や環境経営に力を入れています。今後は、次のステップに移行し、リサイクル材を積極的に利用し、廃棄物の減量に市民が一体となって取り組む時期となりました。リサイクルの利用・促進にはその品質の規格が重要ですが、日本工業規格（JIS）も環境JISへと移行し、リサイクル材を利用する場合のハードルが低くなったように思います。本報では、家庭ごみや下水汚泥を原料とした溶融スラグのJIS化の動向を紹介します。

2. 溶融スラグとは

これまで一般廃棄物は焼却され、埋立処分されてきました。しかし、焼却灰にはダイオキシンや重金属を含む危険な灰もあります。さらに最終埋立処分場の埋立可能年数が少なくなっています。このため、最近では、毒性の除去、重金属の固定および処分量の低減のために、廃棄物あるいはその焼却灰をマグマ状の液体になるまで、約1,200℃以上の高温で加熱溶融した後、冷却して固めています。これをゴミ溶融スラグ（以下スラグという）と呼び、硬い物質ができます。図-1に溶融スラグを示します。水の中に入れ急激に冷やすと砂状のスラグができますが、ゆっくりと空気中で冷やすと石状の塊ができます。全国で150か所を超える清掃工場ではスラグを製造しており、その発生量は年間60万tを超えており、

今後も増えると予想されています。宮城県では石巻広域および仙台市松森工場でスラグ砂を製造しております。このスラグを建設材料としてリサイクルする研究が進められ、今年度JIS化されることになりました。

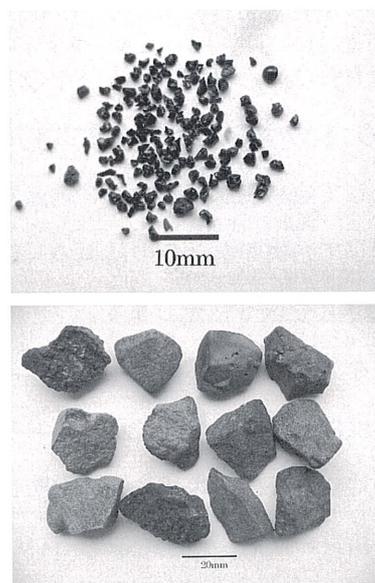


図-1 ゴミ溶融スラグ

3. 建設材料としてのJIS化へ

スラグに関連するJISは3種類あります。まず、環境安全性に関する溶出試験方法（JISK0058-1）および含有試験方法（JISK0058-2）が先行して、本年3月に制定されています。表-1に規格値を示します。二つの試験方法の使い分けは、前者が土壌や水への影響がある場合であり、後者が直接摂取の場合です。また、溶出試験方法では、試料をスラグ単独ではなく、利用有姿の試料としています。すなわち、コンクリートにスラグを用いた場合φ10×20cmの供試体、アスファルトの場合φ10×6.35cmの供試体を試料とすることになっています。このこ

表-1 安全性の基準

計量物質	含有基準 (mg/kg 以下)	土壌環境基準 (mg/l 以下)
総水銀	15	0.0005
カドミウム	150	0.01
鉛	150	0.01
砒素	150	0.01
六価クロム	250	0.05
セレン	150	0.01
フッ素	4000	0.8
ホウ素	4000	1.0

表-2 物理的性質

試験項目	規格値	
	粗骨材	細骨材
絶乾密度(g/cm ³)	2.5以上	2.5以上
吸水率(%)	3.0以下	3.0以下
粒径判定実積率(%)	55以上	53以上
安定性(%)	12以下	10以下
微粒分量(%)	1.0以下	7.0以下

とは、コンクリートやアスファルトによるシーリング効果や希釈効果が期待でき、従来の試験に比べ、大幅に緩和された基準となっています。

コンクリート用溶融スラグ (JIS A 5031) および道路用溶融スラグ (JIS A 5032) は、ともに標準情報 (TR A 0016、TR A 0017) が平成14年に制定されており、JIS はそれらをレベルアップしたものになっています。スラグの品質基準は、コンクリートがやや厳しいのですが、大差はありません。大きく異なる点は、コンクリートでは産業廃棄物由来のスラグはその対象外となっていますが、道路用では対象範囲となっています。また、コンクリート用溶融スラグ (JIS A 5031) の方が、TR に比べて大きく変更されていますので、ここでは、「JIS A 5031」を概説します。「TR A 0016」では細骨材のみがその対象でしたが、今回は粗骨材も付け加えられました。また、対象となるコンクリートの種類は、「TR A 0016」では設計基準強度24N/mm²以下の無筋コンクリート二次製品のみでしたが、今回、設計基準強度35N/mm²以下の鉄筋および無筋コンクリート二次製品、呼び強度33以下の生コンに利用できるようになりました。これらの範囲は全コンクリートの8割近くを占めており、ほとんどのコンク

リート構造物にスラグが利用できることとなります。

表-2は物理試験の規格値です。この品質基準は、大部分のスラグは満足することが可能です。しかし、その他に金属鉄の含有量1%以下、モルタルの膨張率2%以下が規格値となっています。この基準は、私どもの研究成果が引用されたものですが、溶融炉のタイプによっては、この基準を満足できないものもあります。それらのスラグの対策は、今後の課題と言えるでしょう。

スラグのJIS制定は今秋の予定です。現在パブリックアナウンスが出され、意見を募っている状況で、最後の修正作業中です。この中で、コンクリート用溶融スラグ (JIS A 5031) と道路用溶融スラグ (JIS A 5032) の基準値や表現の統一が進められています。したがって、若干の変更はあると思われます。

一方、国土交通省東北地方整備局は、特記仕様としてJISに先駆けてスラグの利用を推進していますし、各県においてもリサイクル認定製品としてスラグ製品の認定が増えています。また、現在、スラグはグリーン購入特定品目の候補としてロングリストに挙がっています。JIS制定により特定品目に認定される可能性が極めて高い状況です。

4. おわりに

廃棄物のリサイクルは、わが国の産業構造上きわめて重要な課題です。このスラグを有効利用することは、ゼロエミッションの観点からも有益であり、枯渇する天然資源の延命にもつながるものです。これまでは、スラグを「ごみ」として捉えてきたように思われますが、これからは、「資源」として捉え、積極的に利用していただきたいと願っています。

東京大学教授の山本良一氏は「CSR」にはもう一つ消費者の社会的責任 (Consumer Social Responsibility) があると述べています。すなわち、消費者がグリーン購入やグリーン投資を積極的に行うことにより、環境や社会に配慮する企業を支援できると。私どもも「Consumer Social Responsibility」を真剣に考えなければならないと思います。

唐桑町天然記念物 「九九鳴き浜」 について

唐桑町教育委員会 生涯学習課 三浦 幸彦

皆さんは、「鳴り砂」という言葉を聞いた事がありますか。

砂浜を歩くと「キュッキュッ」と音がします。それを「鳴り砂」といいます。今回は、平成3年に天然記念物として唐桑町の文化財に指定された「九九鳴き浜」について、ご紹介したいと思います。

九九鳴き浜は、気仙沼大島瀬戸を挟み、大島北東端の外浜と対岸する舞根地区にある小規模な砂浜海岸で、人家から遠く離れた自然環境の良いところにあります。

この浜は、東西に230m、幅は10～15m内外で、比較的東端部の幅が広く南に開いたいわゆる内湾性の小さな浜で、東西両端部は断崖で囲まれ、中生代上部ジュラ紀の舞根層と呼ばれるもので、主として花崗岩質砂岩からなっています。

砂岩は、乳白色から黄褐色を呈し、風化の程度が著しく0.5～0.7mm内外の石英粒を多く含んでいます。



鳴り砂は学術的にも貴重なもので、全国では約30ヶ所位あると言われています。

砂浜を歩くと「キュッキュッ」と音がします。これを「鳴り砂」といいますが、これは砂に含まれている石英という鉱物が、その「音」を出しています。

音を出す条件としては、

- ① 石英の粒が揃っている事。
- ② 粒に丸みがある事。
- ③ 石英粒がきれいである事。

この3つの条件が満たされていないと鳴り音を出さないのです。

また、3つの条件を満たしていても、汚れがあると鳴りません。鳴り砂は、環境の変化に大変弱く、砂が汚れてしまうと鳴らなくなってしまうです。

鳴り砂の発音は表層部（深さ0～5cm）の

砂が良く乾燥し、日照時間の多い日が最も美しく聞く事が出来ます。鳴り砂の音は、押される等によって生じる石英粒の摩擦が生み出す音なのです。



この標識から約100mで九九鳴き浜に着く

【浜の名の由来】

歩くと「クッキッ」と鳴く砂音から名前がついたと言われています。

【ジュラ紀】

中生代の真中の地質時代。約2億1千年前から2億4千年前まで

【花崗岩】

石英、正長石、斜長石、雲母などを主成分とする岩石

【石英】

無水珪酸からなる鉱物。六方晶系、錐状または柱状の結晶で、ガラス光沢をもち、純粋なものは無色透明で、水晶と呼ばれる。花崗岩や流紋岩などの中に多量に含まれる。(ガラス・陶磁器の材料)

「鳴り砂」の特徴

一般に、海岸の砂は、石英・長石などが主成分です。鳴り砂も同様に、これらの成分を含んでいますが、他のものに比べ石英の量が非常に多く（60～70%以上）、よく鳴るものでは90%以上が石英です。

また、これらの粒子が非常にきれいであることも特徴的です。つまり、このような特性を持っていないければ、鳴り砂にはならないのです。

Q & A

1 【鳴り砂が最初に発見されたのはいつ?】

- ・明治27年に、気仙沼大島の十八鳴浜が日本で最初に鳴き砂（鳴り砂）のある浜として報告されています。
- ・唐桑町の九九鳴き浜は、昭和30年代に発見され、日本鉱物趣味の会（渋谷修氏）が「宮城県唐桑半島九九鳴き浜の鳴り砂」として、昭和44年に地学研究の小冊子で報告しています。

2 【宮城県内には鳴り砂が何ヶ所位ありますか?】

- ・宮城県内では、気仙沼市大島の十八鳴浜、女川町の夏浜・小屋取浜、旧牡鹿町の白浜、旧鳴瀬町の竹浜、そして唐桑町の九九鳴き浜の5ヶ所が知られています。

3 【鳴り砂が一番きれいで良い音を出す季節は?】

- ・最も良いのは冬だそうです。次は春、以下…秋、夏の順番だと言います。これは多分、人の往来と船の沖合いの通過数、そして、季節沿岸流の影響もあると思われます。

【長石】

アルミニウム、ナトリウム、カルシウム、カリウムなどを含む珪酸塩鉱物。単斜晶系または、三斜晶系に属し、ガラス光沢をもち、色は白または灰など。火成岩の主要成分の一つ。

【火成岩】

地下の溶融したマグマが地表または地下で固結してできた岩石

行政や住民の取組

平成3年12月13日に町の天然記念物に指定しました。

それ以降、この鳴き砂がいつまでも鳴き続けるように、環境破壊を起こさないように、町海友会（遠洋・近海漁船乗組員のOBメンバー約50人）・知的養護更正施設「高松園」、漁協女性部の方々、地域住民ボランティア等と一緒に、毎年2回清掃作業を行っています。



まだハマナスの花が咲いていた
(7/29撮影)

平成17年度は初めての試みとして、7月29日町子供会連合会会員親子、国立公園パークボランティア等の方々も一緒に参加し、総勢115名によって第1回目の清掃作業を終了しました。



気仙沼市大島

お知らせ

MeLnet 利用のご案内

MeLnet（みちのく環境情報リンクージ）は、主に東北地方で活動する各主体（行政、大学、研究機関、NPO、企業団体、その他の団体）間で、環境情報の共有化を促進させるネットワークです。宮城県環境アセスメント協会が運営・管理しておりますので、ネットへの登録、環境情報の投稿、環境情報の活用をお勧めいたします。

【 連絡先 ; jimukyoku@miyagi-asesu.jp (株)オオバ東北ビル内 】



編集後記

国内ではダイオキシン類、アスベスト等による人や環境への影響が懸念される今日、世界レベルでは、地球温暖化が問題となっている。この地球温暖化の影響で、今後、南国の島国をはじめ、日本の美しい砂浜も海に沈んでしまうとされている。

このことから、今号より数回に渡り、“みやぎの「鳴り砂」めぐり”と題して、県内の鳴り砂のある砂浜の現状をお届けします。

編集委員

責任者 菊地成年
渡辺政弘
阿部喜一
伊藤仁

表紙 提供：宮城県産業経済部

当センターの登録・業務概要

○計量証明事業所 (昭和61 宮城県登録第19号 濃度) (昭和58 宮城県登録第48号 騒音) (平成6 宮城県登録第5号 振動)	水質（公共用水域、工場等排水）・底質・土壌等の分析、大気・騒音振動の測定
○飲料水水質検査機関 (平成16 厚生労働省第4号) (平成12 宮城県告示第235号)	水道水・井戸水、その原水の水質調査
○土壌汚染状況調査機関 (平成15 環境省指定 環2003-1-814)	土壌汚染対策法による調査・分析
○温泉成分分析機関 (平成14 宮城県指令第1号)	温泉水の分析、掲示板の作成
○産業廃棄物分析機関 (昭和54 宮城県環境事業公社)	各種産業廃棄物の分析
○下水道水質検査機関 (仙台市下水道局ほか)	下水の水質調査
○環境アセスメント (平成8 宮城県環境アセスメント協会)	開発事業の環境影響評価調査
○作業環境測定機関 (平成13 宮城労働局登録4-11号)	事業所内のあらゆる環境調査
○室内空気の汚染調査	ホルムアルデヒド他各種成分
○その他の公益事業	講習会開催、情報誌発行、研究助成、環境公害の相談



財団法人 宮城県公害衛生検査センター

〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15番24号

TEL (022) 391-1133 FAX (022) 391-7988

ISO9001:2000

本公衛検カプセルの発行は、当センター公益事業として行っており、毎年2回(3月・9月)環境関係業務に携わる方々を中心に、無償でお届けしているものです。